

令和2年2月25日

富良野市議会議長 黒岩岳雄様

議会運営委員長 後藤英知夫

都市事例調査報告書

令和元年第4回定例会において、都市事例調査の許可を得た所管にかかわる事務について、下記のとおり事例調査を実施したのでその結果を報告します。

記

- | | |
|--------|--|
| 1.調査地 | 三重県四日市市、愛知県岩倉市、愛知県安城市 |
| 2.日程 | 1月28日～30日 3日間 |
| 3.参加者 | 宇治則幸・石上孝雄
佐藤秀靖・天日公子
本間敏行・水間健太
後藤英知夫 |
| 4.調査事項 | 議会改革について |
| 5.調査内容 | 別紙のとおり |

= 別 紙 =

- 三重県四日市市 -
概 要

四日市市は、三重県北東部に位置し、古くから「四日の市」に象徴される商業の町として、また東海道五十三次の 43 番目の宿場町として繁栄し、陸海交通の要衝であり、昭和 30 年代には石油化学コンビナートが形成され、有数の工業都市に発展した。平成 20 年 4 月に保健所政令市へ移行し、三重県下最大の都市として、恵まれた立地条件とこれまでの蓄積を生かし、より快適で豊かな生活が営める都市の実現を目指している。平成 31 年 4 月 1 日現在の人口は 331,431 人、面積は 206.45 平方キロメートルである。

市議会モニター制度について

平成 16 年、四日市市市民自治基本条例（理念条例）制定の際、議会への市民参加の取り組みとして設置された。

市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的としている。

市議会モニターの定員は 50 人程度、任期は 1 年で、再任は妨げない。ただし、より多くの市民に議会を知ってもらうため、最長 2 年までとしている。

選考方法は、

1. 各地区市民館長に推薦を依頼（今年度 38 名）
2. 四日市大学に大学生の推薦を依頼（4 名）
3. 一般公募（10 名）

となっている。

市議会モニターの職務として、

- ・市議会モニターは可能な範囲で会議を傍聴し（ケーブルテレビ・インターネット中継の視聴も可）、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む）により提出する。
- ・市議会だより・市議会ホームページに関する意見を文書により提出する。
- ・研修会・市議会議員との意見交換会への参加など。意見交換会は年 1 回程度、あらかじめテーマを設定し、広報広聴委員会と行っている。
- ・市議会モニターの意見のもと、議会傍聴についてや議会の広報広聴についてなど、多くの改善が行われている。
- ・議会モニターになり、議会広報誌やテレビ中継を見るようになり、議会を知るきっかけになったという意見が多い。

議会報告会、「シティ・ミーティング」について

平成 18 年から、議会改革や情報公開をより具体的なものとするため、「シテ

ィ・ミーティング」を開催している。議会自らが地域へ出かけ、市民へ議会活動について説明・報告することで、議会としての説明責任を果たし、市民が行政に何を求め、議会にどのような政策を求めているかを把握するため、市民との意見交換会として開催され、当時は参加対象者を限定していた。

平成 23 年、議会基本条例が施行され、「議会は議会活動について市民に対して報告する場を設け、情報提供・情報共有に努める」とあり、同年 10 月より、常任委員会ごとに、年 4 回定例月議会後、議会報告会を開催している。第 1 部を議会報告会、第 2 部を決められたテーマについての意見交換会(シティ・ミーティング)として実施している。

平日の夜間に開催されており、60 歳代以上の男性が多く、若い世代や女性の参加者が少なくなっている。年々、参加者の減少・固定化がみられることから、それまで公共施設を開催場所としてきたが、議会報告会を知らない方や通りがかりの方々が気軽に参加できるように、ショッピングセンターなどでの開催を実施している。出た意見に関しては議員全員で共有し、ホームページや議会広報誌で公表している。

平成 26 年から、議会報告会に参加できない方のため、インターネットを活用して意見をいただく、「議案に対する意見募集」という制度を設けている。これは、提出された議案のうち、市民生活に影響の大きいものをピックアップし、関連資料をホームページに掲載し、意見をいただき、議案審議の参考にするものである。

高校生議会を開催し、高校生を対象とした広報広聴活動も積極的に行われ、今後は高校生との意見交換会も実施する予定である。議会報告会が極力要望会にならないように進行し、あくまで意見交換会であり、議員が政治活動をする上で、市民の意見を幅広く聴取することも目的としている。

考 察

四日市市議会基本条例の特徴として「市民との情報共有」・「市民参加の推進」などがあり、積極的な情報発信がされている。市民の政治参加の重要性を感じ、その中で議会モニター制度は、議会に対する関心と理解度を高める上で、市民からの意見を取り入れていく手法として、本市議会でも導入について検討すべきと考える。

四日市市議会でも、本市議会と同様に、議会報告会に参加する市民の減少や固定化などの課題を抱えており、開催方法の検討をされているとのことである。本市においても議会報告会が開催されて 10 年が経過し、転換期を迎えていると感じることから、四日市市議会の議会報告会(シティ・ミーティング)のテーマの持ち方、進行の方法を参考に、報告会の在り方の議論を深め、方向性を定めていくべきと考える。

- 愛知県岩倉市 -

概 要

岩倉市は、愛知県の北西部、濃尾平野のほぼ中央にあり標高は中心部で約 10 メートル、標高差は 4 メートルほどで、市の中央部を北から南へ 5 条川が、両岸を彩る約 1,400 本の桜並木はまちの顔となっている。昭和 30 年代後半から急激な宅地化の進展による人口急増により、昭和 46 年には市制を施行、住宅都市として基盤を整え、「健康で明るい緑の文化都市」を目指している。令和 2 年 1 月 1 日現在の人口は 47,964 人、面積は 10.47 平方キロメートルである。

議会基本条例の検証について

岩倉市議会では、長年にわたる議会改革の取り組み・議会内での取り決めを「岩倉市議会慣例及び実例集」等で明文化することにより透明性の確保に努めてきたが、近年の地方分権の進展に伴い、地方議会の在り方が大きく問われていることを背景として、平成 22 年 5 月、議会基本条例策定・議会改革特別委員会が設置された。先進地視察、市の三役や管理職との意見交換、講演会の開催、議会関連の条例・規則・規定・要綱・要領及び申し合わせ事項の見直しなどの取り組みの結果、平成 23 年 3 月「岩倉市議会基本条例」が可決され、同年 5 月施行となった。

議会基本条例の検証にあたっては、議会基本条例の中で年 1 回以上の検証が義務付けられており、毎年 3 月定例会において議員全員による議会基本条例検証特別委員会を設置し、検証シートに基づき委員会を 3 ～ 4 回開催し、1 条ごとに実施状況を確認し、1 年間の活動を反省しながら課題を抽出している。抽出した課題については、議会基本条例推進協議会（会長に副議長・副会長に議会運営委員長）の中で三つのグループに分け、1 年かけて改善していくサイクルとなっている。議会基本条例推進協議会は柔軟な体制で取り組まれている。

市議会の情報公開について

岩倉市議会は、「情報公開 No. 1 の市議会を目指す」としており、本会議や委員会だけでなく、公開できる議事録はすべて公開することを基本としていて、議会基本条例においても、情報公開の徹底と市民への説明責任を掲げている。その中で、市議会サポーター制度を取り入れている。議会基本条例推進協議会の議論から始まったもので、チームを作り、研究を重ね、制度化されたものであり、議会運営に対して意見をいただく制度でサポーターを 100 人募集している。無作為に抽出した 500 人に手紙を送り、募集をかけている。また、公募によるものもあり、今年で 2 年目の取り組みであるが、去年は 22 名（無作為抽出者 9 名・公募 13 名、そのうち男性 15 名・女性 7 名）、今年は 18 名（無作為抽出者 11 名・公募 1 名・再任 6 名、そのうち男性 12 名・女性 6 名）がサポーターとなってい

る。60代・70代の方が多いが、今年度は10代、20代の若い世代もサポーターとなっている。

本会議や委員会等をできるだけ傍聴(またはインターネット配信を視聴)していただき、議会運営に関して気付いた点を意見や提言として、「市議会サポーターの声」(様式)として提出していただく制度となっている。また、市議会議員との意見交換会等にも出席いただき、意見や感想を述べていただくこととなっている。本会議を傍聴する際には、市議会サポーター席を用意している。

いただいた意見や提言に対しては、定例会毎に、全議員参加の議会基本条例推進協議会で議論し、議会運営委員会で確定したのち、回答を返す仕組みとしている。サポーター制度を活用して議会を知っていただき、情報公開を広げていく取り組みをしている。

また、いただいた意見や提言を市議会だより・ホームページに掲載することで、ホームページの閲覧が29%アップするなど、広報広聴にも繋がっている。

議会傍聴者の増加や、議員選挙において、15人の定員に対し23人が立候補するなど、議会に対する関心の高まりを感じ取れる部分もあるが、情報公開を推進してきた効果について、今後も検証していくとのことである。

意見交換会(ふれあいトーク)や議会報告会などあらゆる場所でできるだけ情報を発信しているが、コミュニケーションが取れない方への情報発信が課題である。

行政視察などで良いと思われたことは徹底的に真似をし、試行でも、まずは実施してみるとのことである。

考 察

議会基本条例の検証について、岩倉市議会のように、実施状況を確認し、課題を抽出し、課題解決に向けた方法は、非常に参考になる事例であると考えます。

毎月1回、行われている全議員参加の議会基本条例推進協議会の運営がかなり柔軟な体制で、議員間の自由討議が活発であり、その中で議員間の合意形成がなされていることから、本市議会の協議会体制の活用にも参考になる事例である。

情報公開については、スピード感をもって開示し、会議や議事録は出来るものはすべて公開が基本として検討を進めるべきと考える。議会だよりやホームページについても、市民により伝わりやすくなる工夫が必要であり、議会報告会・まちづくりトークのあり方も含め、開催方法等を見直すべきと考える。

- 愛知県安城市 -

概 要

安城市は、昭和 27 年 5 月に市制を施行し、県下 13 番目の市として誕生し、明治用水の豊かな水にはぐくまれ「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進都市として発展してきたが、内陸工業都市や衣浦臨海都市に隣接する地理的条件にも恵まれ、自動車関連企業をはじめとする大企業進出や住宅団地の建設が盛んとなり成長を遂げている。平成 28 年には「幸せつながる健幸都市 安城」を目指すまちづくりを進めている。令和元年 12 月 31 日現在の人口は 190,228 人、面積は 86.05 平方キロメートルである。

議会 ICT 化の取り組みについて

安城市議会では、平成 22 年度に議会に対するアンケートを実施し、「市議会は市民に対して開かれている」と答えた市民は 15%であった。その結果に基づき議会改革を進めることを各会派が合意に至った。また、開かれていない理由として、「意見が反映されない」「活動がわからない」「市民との接点がない」「情報が少ない」などがあり、議会の見える化が必要であると議員間で確認する。

効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、危機管理体制の強化など、市民に信頼され機能する議会となるため、さらなる議会改革を目指し、その有効手段の一つが ICT の積極的活用であるとした。

平成 23 年 6 月には議会基本条例策定特別委員会を設置。議会だより編集委員会を立ち上げ、議会だよりを発行する。平成 24 年 9 月には各会派にノート PC を貸与し、平成 25 年 11 月にタブレット端末の導入について行政調査を実施、また、議会報告会試行を実施する。平成 26 年 6 月に議会 ICT 化の議論を議会改革検討委員会で始める。平成 27 年 5 月に FAX を廃止し電子メールに移行する。6 月には議会 ICT 推進プロジェクトチームを立ち上げ、ICT 化の目的や効果を検討し、議員の意識調査・市執行部との意見交換・費用の検討・利用のためのルールの作成・議員の操作およびリテラシー教育なども行った。2 月には全議員協議会より、タブレット端末を導入しペーパーレス会議を試行している。平成 28 年 5 月には議場・委員会室の Wi-Fi 化を実施する。

市議会ホームページも大幅な改新を行い、アクセス数が 2.2 倍になったとのことである。

議会 ICT 化の主な目的は、以下の 4 点とした。

議会運営の効率化・迅速化

議会の見える化、魅せる化

危機管理体制の強化

議会の活性化、議員の資質向上

考 察

安城市議会では、「市民に開かれた議会」の実現のために議会改革を進め、その有効手段のひとつとして、ICTの積極的活用を推進してきた。議会でのICT活用の議論を始めてからタブレット端末導入まで、2年足らずの間に実現しており、かなりスピード感のある取り組みとなっている。プロジェクトチームを組織しICT推進基本計画を策定し、目的や効果を十分に検討したうえで議員間の合意形成が図られた。

本市においては、平成29年に設置された議会活性化推進特別委員会で、ICT導入について議論してきた経過があり、方向性は確認済みである。

今後の本市議会におけるICTの導入に関して、市執行部とのかかわり、会議システムの導入、議員のタブレット端末の取り扱い方など、安城市議会の事例は非常に参考になるものとする。